

# 早瀬川水系河川整備基本方針(案)

平成 30 年 3 月  
福 井 県

## 目 次

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	1
(1) 流域及び河川の概要 .....	1
ア 流域の概要 .....	1
イ 河川の概要 .....	5
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	7
ア 災害の発生の防止または軽減 .....	7
イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 .....	8
ウ 河川環境の整備と保全 .....	8
2 河川の整備の基本となるべき事項 .....	10
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調整施設への配分に関する事項 .....	10
(2) 主要な地点における計画高水流量等に関する事項 .....	11
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 .....	11
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項 ..	12
(参考図) 早瀬川水系図 .....	13

## 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 流域及び河川の概要

#### ア 流域の概要

早瀬川水系は、福井県三方上中郡若狭町に位置する三十三間山(標高 842m)に源を発し、鰐川と高瀬川を合わせ三方湖に流入し、水月湖、浦見川を経て、さらに久々子湖を経て早瀬川となって日本海に注ぐ流域面積 93.97km<sup>2</sup> の二級水系です。

法定河川延長は、早瀬川 0.245km、久々子湖 7.858km、浦見川 0.628km、水月湖 10.38km、菅湖4.35km、三方湖 10.852km、鰐川 9.323km、高瀬川 1.73km です。

流域は、若狭町と三方郡美浜町の 2 町からなります。流域の土地利用は、山林等が約 66%、水田や畑地等の農地が約 16%、水域が約 11%、宅地等その他が約 7% となっています。なお、久々子湖、水月湖、菅湖、三方湖は、隣接する日向湖と合わせて三方五湖と呼称されています。

#### (地形・地質)

流域の地形は、東部を周囲は野坂山地に、西部を三遠山地に囲まれ、北部に若狭湾があります。流域周辺には複雑多数の断層があり、若越破碎帯と呼ばれており、流域は三方断層と熊川断層に挟まれた三遠三角地に位置しています。

流域の地質は、源流から井崎橋付近までの上流部は古生代の堆積岩類、井崎橋付近から田名橋付近までの中流部は新生代第四紀の沖積層、田名橋付近から河口までの下流部は泥質混合岩で形成されています。

#### (気候・気象)

流域の気候は、日本海型気候区に属し、冬期、夏期と台風期に降水量が多く、流域内の年平均降水量は約 2,150mm です。

### (植生)

流域内の低地は水田が広がり、湖周辺では梅の植樹園があります。標高 50～400m 程度までの山地部や湖周辺では、伐採や植林が進んでおり、アカマツ群落やコナラ群落が見られ、流域東部の標高 650m を越える雲谷山周辺ではスギーブナ群落を主とした自然植生が見られます。

### (環境の特色)

三方湖は淡水湖ですが、久々子湖、水月湖、菅湖は汽水湖です。それぞれの湖の塩分濃度が異なることから、多種多様な魚類が生息しており、ハスやイチモンジタナゴ、タモロコ、ナガブナといった生息範囲が限られた貴重な固有の魚類が生息している湿地となっています。

湖とその周辺は若狭湾国定公園に位置し、湖全体は特別地域として環境の保全が図られています。このようなことから、「日本の重要湿地 500 (H13 環境省)」に選定されているほか、平成 17 年 11 月には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約である「ラムサール条約」に基づく登録湿地に指定されています。なお、三方五湖のラムサール条約の登録範囲は、湖の水面全域となっています。

### (景観)

三方五湖の湖岸または湖面からの眺望は、景観上貴重な資源となっています。特に水月湖と久々子湖を結ぶ浦見川は、江戸時代の 寛文 2 年 (1662 年) の大地震の後に開削されたものですが、300 年以上の歳月を経て両岸には樹木が生い茂り、現在では自然峡谷の景観を成しています。

流域内には若狭湾国定公園の代表的な景勝地として、若狭町・美浜町にまたがる三方湖、水月湖、菅湖、久々子湖、日向湖の 5 つの湖があり、これらの湖の周辺と常神半島を含めた地域は、名勝「三方五湖」として、国の指定を受けています。

源流が位置する三十三間山の山麓から井崎橋付近までの上流部は、井崎集落などの集落が散在しています。また、井崎橋付近から田名橋付近までの中流部は、左右岸ともに

広く水田となっており、田名橋付近から三方湖へ注ぐ鰐川河口までの下流部は、鳥浜集落及び水田が作り出す景観により、広がりのある田園風景となっています。

#### (人口・産業)

流域の関係自治体（若狭町、美浜町）の人口は、平成 27 年 10 月で約 2.5 万人となっており、昭和 60 年以降減少傾向にあります。

産業は、従来から第 1 次産業である農林漁業を中心でしたが、就業人口の占める割合は減少しており、第 3 次産業の就業人口の占める割合が増加しています。

農業は、コメ作を主体としていますが、ウメ、ナシ、カキなどの果樹栽培も盛んであり、三方湖、水月湖、菅湖の周辺はウメの栽培が盛んです。内水面漁業はコイ、フナ、ウナギ等の水揚げがあります。

第 3 次産業は、三方五湖や鳥浜縄文遺跡等を中心とした観光産業が栄えています。

#### (交通)

交通網は、JR 小浜線と国道 27 号が平野部の東側を南北に縦断しており、北は敦賀市、南は小浜市に通じています。また国道 27 号から西に延びる国道 162 号は、小浜市へ通じています。さらに、国道 27 号に並行して広域農道である通称「若狭梅街道」が、菅湖や三方湖の東側を縦断しています。

また、美浜町 笹田から若狭町 海山までの間には、若狭湾及び三方五湖の良好な景観を望む有料道路「レインボーライン」が通っており、毎年多くの人々が訪れています(平成 28 年実績：約 30 万人)。

舞鶴市と敦賀市を結ぶ舞鶴若狭自動車道（福井県内区間の愛称「若狭さとうみハイウェイ」）が平成 26 年 7 月に全通し、その中で若狭町においては、平成 30 年 3 月に三方五湖パーキングエリアにスマートインターチェンジが完成し、これにより流域へのアクセスが向上します。

## (歴史・文化)

流域の歴史は、古く縄文時代にさかのぼり、鳥浜貝塚（福井県 昭和37年7月第1次調査開始～昭和61年1月第10次調査終了）が発掘されており、これに因んで若狭町においては、若狭三方縄文博物館や縄文ロマンパークが建設されています。また美浜町には6世紀初頭のものといわれる獅子塚古墳があり、若狭で初めて須恵器が出土しています。

文化財は、若狭町には国指定の無形民族文化財としての宇波西神社の「王の舞」神事芸能があるほか、県指定の天然記念物として「円成寺のみかえりのマツ」があります。

また、美浜町の龍澤寺には、美浜町指定有形文化財の「秀吉朱印状とくす女書状（金山）」や色彩豊かな江戸時代の木像である「秀吉・くす女座像」があります。

## イ 河川の概要

若狭湾から早瀬川、久々子湖、浦見川、水月湖、三方湖までは、水面勾配が緩やかなため、潮位の影響を受けます。

三方湖に流入する鰐川は、河口部から今古川合流点付近までは、河床勾配が約 1/2,000 と緩やかな流れですが、その上流は約 1/250～1/110 の急勾配な流れとなっています。

また早瀬川や浦見川が狭窄部であるため、大雨が降れば、久々子湖や水月湖、菅湖、三方湖で流水が貯留されて湖水位が上昇し、湖周辺で浸水被害が発生しています。

### (治水事業の沿革)

早瀬川水系の治水事業としては、古くは江戸時代までさかのぼることができ、当時は久々子湖と水月湖の間には水路はなく、菅湖から久々子湖に通じている水路によって細々と流れているにすぎず、増水のたびに湖周辺の地域は、水害に苦しめられていましたが、寛文 2 年（1662 年）の大地震により菅湖と久々子湖の間の水路が閉塞したことを契機に、浦見川の開削工事が実施されました。

戦後においては、昭和 48 年より小規模河川改修事業として鰐川の改修工事が行われたほか、昭和 50 年の台風 6 号の被害を受けた後は、河川災害復旧事業に関連した改修工事により、久々子湖や三方湖の湖岸堤が整備されました。また、高瀬川においては、昭和 63 年より河川局部改良事業により河川改修が行われました。

### (水環境)

水質環境基準は、「久々子湖水域」「水月湖水域」「菅湖水域および三方湖」が、環境基準の B 類型及び IV 類型に指定されており、COD や全窒素、全燐の項目において三方湖以外の湖は概ね環境基準を満足していますが、三方湖においては環境基準を満足していません。そのため、三方湖では底泥の浚渫等により水質の改善に取り組んでいるほか、流域からの流入負荷を削減するための各種方策が関係機関により図られています。

また水量については、経年的に安定しており、過去渇水被害は報告されていません。

#### (河川と流域の生物)

久々子湖～三方湖の各湖は塩分濃度が異なるため、タモロコ、ナガブナといった淡水魚やウナギ、アユといった回遊魚など 80 種を超える多種多様な魚類が生息しています。なかには、ホトケドジョウ（県域絶滅危惧Ⅱ類）やイチモンジタナゴ（県域絶滅危惧Ⅰ類）、イトヨ日本海型（県域絶滅危惧Ⅰ類）といった希少種も確認されています。

鳥類では、オジロワシやオオワシ（いずれも県域絶滅危惧Ⅰ類）といった大型の猛禽類やミサゴ（県域準絶滅危惧）などが確認されています。

その他、哺乳類ではモモジロコウモリ（県域準絶滅危惧）、爬虫類ではヒバカリ（県域要注目）、両生類ではアベサンショウウオ（県域絶滅危惧Ⅰ類）やナゴヤダルマガエル（県域絶滅危惧Ⅱ類）などが確認されています。

植生では、湖岸や河道内に生育するセキショウモ（県域絶滅危惧Ⅰ類）やヒロハノエビモ（県域絶滅危惧Ⅱ類）、ハンゲショウ（県域準絶滅危惧）などが確認されています。

#### (水利用や河川の利用)

河川水は、主に農業用水として沿川のかんがいに利用されています。

また、内水面漁業権が設定されており、コイ、フナ、ウナギ、シジミなどを対象としています。

その他、水月湖と菅湖間を周遊する若狭町観光船レイククルーズによる観光舟運が行われ、久々子湖では毎年恒例の美浜町民レガッタが開催されています。

## (2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川改修の現状、砂防・治山工事の実施状況、水害の発生状況、河川の利用状況（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の文化並びに河川環境の保全を考慮し、また関連地域の社会・経済情勢との調和や環境基本計画等との調整を図り、かつ水利施設等の機能維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもと、河川の総合的な保全と利用を図っていくものとします。

また、災害の発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に發揮させるため適切な管理を行っていきます。特に堤防等の河川管理施設については、常に良好な状態を保持しその機能を確保するよう、維持補修などを行うとともに、これら施設管理の高度化や効率化を図ります。

さらに河川に関する情報を流域住民に幅広く提供、共有することにより、河川と流域住民とのつながりや流域連携の促進及び支援、河川愛護意識の啓発、住民参加による河川管理を推進します。

### ア 災害の発生の防止または軽減

洪水による災害発生の防止または軽減対策としては、計画規模の洪水に対し河道において安全に洪水を流下させるものとします。なお、整備にあたっては、本水系の特徴を踏まえて、抜本的な治水対策を進めるものとします。

計画規模を上回る洪水や高潮及び整備途上における施設能力以上の洪水などによる被害の軽減を図るために、平常時から水防体制の維持・強化、雨量・水位情報等の災害関連情報の提供、洪水時における情報伝達体制及び警戒避難体制の整備、土地利用や都市計画との調整、浸水しても被害を最小限にする対策等を関係機関や地域住民等と連携して推進します。

なお、本川及び支川の整備にあたっては、沿川や河道の状況等を踏まえつつ、本支川及び上下流間バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行います。

## **イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持**

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保するため、利水者や地域住民などの関係者と連携して適正な水管理に努めます。また渇水時等の対策として、情報伝達等の体制を整備し、利水者相互間の水融通の円滑化を図るとともに、地域住民に情報提供を行うなど、利水者や地域住民との連携を図りながら、被害が最小限となるよう努めます。

## **ウ 河川環境の整備と保全**

河川環境の整備と保全に関しては、早瀬川水系と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、良好な河川環境や多様な動植物が生息・生育・繁殖する基盤となる自然環境を保全・再生し、次世代に引き継ぐよう努めます。

このため、地域ごとの自然的、社会的状況に適した河川空間の管理を含めた河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代替措置等によりできるだけ影響の低減・回避に努め、良好な河川環境の維持を図ります。そこなわれた良好な河川環境の状況に応じて、河川工事や自然再生により、かつての良好な河川環境の再生に努めます。その実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進します。

動植物の生息地・生育地・繁殖地の保全については、河川に生息する多様な生物について定期的な調査を実施の上、データを収集・整理し状況の把握に努めるとともに、データは河川工事に際しての配慮事項などを検討する上での基礎資料とします。また魚類等が河川の上下流や本支川等を往来できるよう水域の連続性を確保し、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努めます。

特に湖では、三方五湖自然再生協議会（平成23年5月設立）により「三方五湖自然再生全体構想」が策定されており、この全体構想に基づき実施される自然再生の取組みと連携しながら、かつて見られた浅瀬やヨシ原といった水辺移行帯（水生植物帯）などの、水際部の植生環境の再生を図り、魚類をはじめとする多種多様な生物の生態系の保全・再生に

努めます。

外来種については、関係機関と連携して更なる移入の回避や、必要に応じて駆除等に努めます。

良好な景観の維持・形成については、周辺の山々や田園風景と調和した河川景観の保全を図るとともに、治水や沿川の土地利用状況などと調和した水辺空間の維持・形成に努めます。

水質については、河川利用や沿川地域の水利用の状況、多種多様な動植物の生息・生育環境であることを踏まえ、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整や地域住民との連携を図りながら、水質の向上に努めます。

人と河川とのふれあいについては、流域の人々の生活の基盤や歴史、風土を形成してきた早瀬川水系の恵みを活かしつつ、自然環境との調和を図りながら、自然とのふれあいや環境学習ができる場等の整備と保全を図るとともに、日頃から川に親しんでもらうため河川に関する情報を流域の住民に提供し、河川愛護意識の啓発に努めます。

さらに、健全な水循環系の構築や良好な水質・水量の確保・保全を図るため、関係機関をはじめ、流域全体で一体となって取り組んでいきます。

## 2 河川の整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調整施設への配分に関する事項

基本高水は、昭和 57 年 8 月洪水、平成 2 年 9 月洪水、平成 6 年 9 月洪水、平成 16 年 10 月洪水、平成 17 年 8 月洪水等の既往洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準点鳥浜において  $405\text{m}^3/\text{s}$  とし、これを全て河道に配分します。

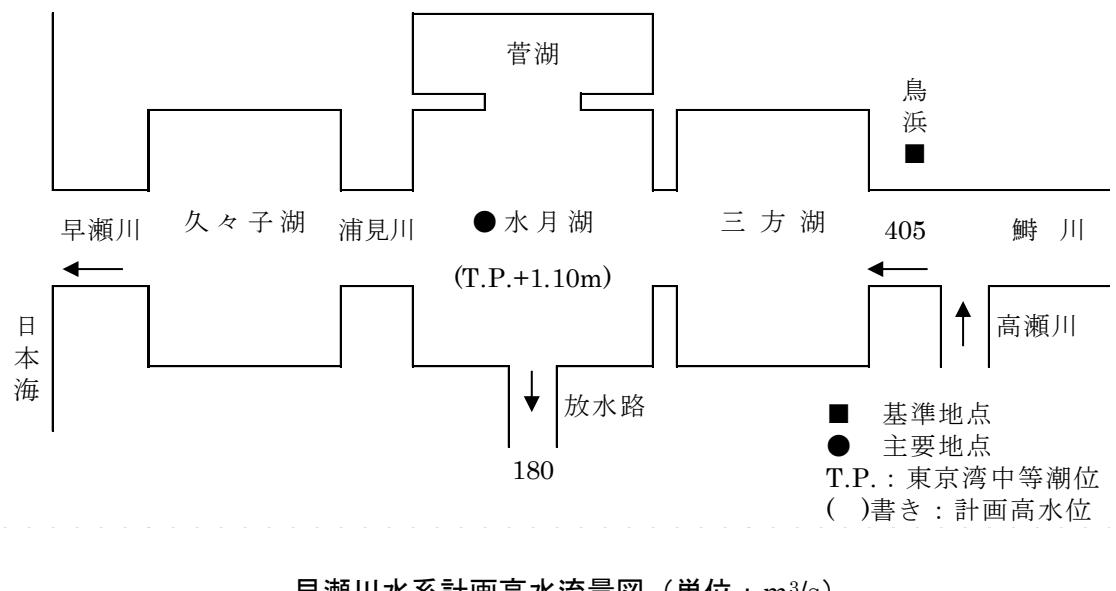
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	洪水調節施設に よる調節流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )	河道への 配分流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )
鰐川	鳥浜	405	—	405

## (2) 主要な地点における計画高水流量等に関する事項

計画高水流量は、鳥浜地点において  $405\text{m}^3/\text{s}$  とします。

水月湖の計画高水位は、T.P. +1.10m とします。



## (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとします。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
水月湖	水月湖	5.0	1.10	—
鰐川	鳥浜	10.0	2.62	58

注) T.P. : 東京湾中等潮位

#### (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

早瀬川水系における既得水利は、農業用水として最大で約  $1.4 \text{ m}^3/\text{s}$  があります。

また田名地点における過去 10 年間（平成 5 年～平成 16 年（欠測 2 年間））における平均渴水流量は約  $1.04 \text{ m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は約  $1.69 \text{ m}^3/\text{s}$  と推定されます。

田名地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、利水の現況、動植物の保護、景観、流水の清潔の保持等を考慮して、4 月下旬～5 月上旬は概ね  $1.1 \text{ m}^3/\text{s}$ 、5 月上旬～7 月下旬は概ね  $0.8 \text{ m}^3/\text{s}$ 、7 月下旬～9 月は概ね  $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$ 、10 月～12 月は概ね  $0.8 \text{ m}^3/\text{s}$ 、1 月～4 月下旬は概ね  $0.8 \text{ m}^3/\text{s}$  の確保に努めます。

なお、流水の正常な機能を維持するために必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用の変更に伴い、当該流量は増減します。

(参考図) 早瀬川水系図

